

議案第77号

西脇市青少年センター条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市青少年センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日

西脇市長 片 山 象 三

（理 由）

西脇市勤労福祉センターの供用廃止に伴い、当該センター内にある西脇市青少年センターの位置を変更する必要があるため。

西脇市青少年センター条例の一部を改正する条例

西脇市青少年センター条例（平成17年西脇市条例第 154号）の一部を次のように改正する。

第2条中「西脇市西脇 801番地の52」を「西脇市西脇 790番地の15」に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。